

1	令和7年度 第8回厚真町農業委員会総会議事録
	令和7年12月1日（月） 午後1時30分から
2	令和7年度 第8回厚真町農業委員会総会を総合ケアセンターゆくり健康増進室に招集する。
3	出席委員 13名（定員14名） 職務代理 13番 高橋宥悦 委員 1番 早坂信一 2番 岡嶋修司 3番 藤本裕一 4番 上田輝美 5番 中島純一 6番 中島広幸 7番 長谷川和司 8番 斉藤 仁 10番 工藤英暢 11番 安田久美子 12番 米澤慶一 欠席委員 会長 14番 小谷和宏
4	議事日程 第1 議事録署名委員の指名 第2 会期の決定 第3 諸般の報告 第4 報告第1号 農用地あっせん 第5 議案第1号 現況証明 第6 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請 第7 議案第3号 賃貸借契約の合意解約通知の成立状況の確認 第8 議案第4号 農用地利用集積等促進計画案 第9 農地移動適正化あっせん委員の指名
5	議事に参与した者（事務局職員） 大垣事務局長 石間主査 奥井主事
事務局（大垣局長）	ただ今から、令和7年度 第8回総会を開催いたします。 本日は小谷会長が所要により欠席となりますのでご報告いたします。 開催にあたりまして、高橋職務代理よりご挨拶を申し上げます。
高橋職務代理	【職務代理挨拶】
事務局（大垣局長）	本日の出席委員は、14名中13名であります。定足数に達しておりますので、総会は成立していることをご報告いたします。 それでは、厚真町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は高橋職務代理にお願いいたします。
6	議 事
議長 （高橋職務代理）	これより、議事に入ります。（午後1時30分） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。 厚真町農業委員会会議規則第12条第1項の規定する議事録署名委員ですが、

	議長から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。
	【「異議なし」の声あり】
議長 (高橋職務代理)	それでは、藤本委員、上田委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の大垣事務局長、石間主査、奥井主事を指名いたします。
議長 (高橋職務代理)	日程第2 会期の決定を議題といたします。 お諮りいたします。 本総会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。 これに、ご異議ございませんか。
	【「異議なし」と声あり】
議長 (高橋職務代理)	「異議なし」と認めます。 したがって、本総会の会期は、本日1日限りとすることに決定いたしました。
議長 (高橋職務代理)	日程第3 諸般の報告を行います。 諸般の報告は、お手元に配布のとおりでありますので、報告済みといたします。
議長 (高橋職務代理)	日程第4 報告第1号 「農用地あっせん」を議題といたします。 事務局より、説明をお願いいたします。
事務局(奥井主事)	本日配布している、報告第1号をご覧ください。 農用地あっせんについて 次のとおり農用地あっせんを実施したので報告する 令和7年12月1日 厚真町農業委員会会長 1番 申出人 ○○ ○○ 申出日 令和7年10月27日 売買 あっせんを受けたい理由、所有地の処分 あっせん委員指名年月日 米澤委員長、高橋職務代理、早坂委員を令和7年10月31日 あっせんを実施した農地、価格ですが、 所在○○以下○筆○○㎡ 地目 畑 地積 ○筆合計 ○○㎡ 10aあたり単価 公簿 ○○円 対価 ○○円 相手方 ○○ あっせん月日 令和7年11月24日 1回で成立 厚真町役場応接室で行いました。 以上で説明を終わります。
議長 (高橋職務代理)	事務局の説明が終わりました。 ここで、あっせんについて補足説明を求めます。 1番を米澤委員お願いします。
米澤委員	1番のあっせんですけども、○○さんは○○に住宅がありました○○さん、○○で亡くなっているんですけどもその方の○○さんでございます。 賃貸借は○○さんとしていたわけなんですけども、売買ということで、地目がここでは畑となっておりますが、従前は雑種地が○○ほどありまして、売買をきっかけに地目変更をしてこの雑種地も畑として変更したということでございます。 従前の畑の価格と、雑種地の価格がここに出ています、○○万程度の評価ということでございます。 今回、畑にした○○を割り返したものが、この○○円という形になっておりますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

議長 (高橋職務代理)	ありがとうございます。 これより、報告第1号に対する質疑を許します。 何か、ございませんか。
	【「ありません」と声あり】
議長 (高橋職務代理)	質疑なしと認めます。したがって、報告第1号「農用地あっせん」については、報告のとおりといたします。
議長 (高橋職務代理)	日程第5 議案第1号「現況証明」を議題とします。事務局より、説明をお願いいたします。
事務局(奥井主事)	議案書1ページをご覧ください。 議案第1号 現況証明について 次のとおり現況証明願があったので提出する。 令和7年12月1日提出 厚真町農業委員会会長 1番 所在 ○○以下○筆 記載の通りでございます。 公簿地目 畑 ○筆 申請現況 宅地及び雑種地。判定 農地採草放牧地以外と判定しています。 地積 ○筆合計 ○○㎡ 願出人 ・所有者 ○○ ○○です。 願出理由 地目変更登記のため。 説明資料1ページをご覧ください。 1ページ目に申請地位置図。2ページ目に地番図。3ページ目に写真図でございます。 4ページをご覧ください。現地写真になります。 高橋職務代理、米澤委員、早坂委員と○○と現地に立会って頂き、農地以外と判断しております。 続いて、2番 所在 ○○以下○筆 記載の通りでございます。 公簿地目 畑○筆 山林○筆 申請現況 公簿地目畑のものが、宅地、原野及び雑種地。山林については、畑として利用 判定○○を畑 それ以外を農地採草放牧地以外と判定しています。 地積 ○筆合計 ○○㎡ 願出人 ・所有者 ○○。 願出理由 地目変更登記のため。 説明資料5ページをご覧ください。 5ページ目に申請地位置図。6ページ目に地番図。7ページ目に写真図でございます。 8ページをご覧ください。7ページの航空写真と合わせての説明になりますが、上段が○○の現地写真、中段が、航空写真の一番下の○○倉庫がたっている部分、現地写真一番下が、航空写真の真ん中あたりにある、○筆の地番になります。 目の前の畑になっている部分が公簿地目が山林の○○、道路部分が○○と○○、電柱付近にある○○が○○の部分になります。 こちらも1番同様、高橋職務代理、米澤委員、早坂委員と○○と現地に立会って頂き、○○については農地、それ以外の6筆は農地以外と判断しております。 また、こちらは後ほど説明する、売買を行うところでありまして、農地と農地以外を分筆して、地目変更後に売買を行う予定でございます。

	議案書に戻りまして、3 番 所在 ○○以下○筆 記載の通りでございます。 公簿地目 畑○筆 申請現況 原野。 判定 農地採草放牧地以外と判定しています。 地積 ○筆合計 ○○㎡ 願出人 ・所有者 ○○ 願出理由 地目変更登記のため。 こちらは、元々、農地以外の現況であったため、藤本委員と事務局の石間主査で確認しています。 説明資料 9 ページをご覧ください。 9 ページ目に申請地位置図。10 ページ目に地番図。11 ページ目に写真図でございます。 12 ページをご覧ください。現地写真になります。 こちらは、元々、農地以外の現況であったため、藤本委員と事務局の石間主査で確認し、農地以外と判定しています。 以上で説明を終わります。
議長 (高橋職務代理)	事務局の説明が終わりました。 これより、議案第 1 号に対する質疑を許します。 何か、ございませんか。
議長 (高橋職務代理)	事務局の説明が終わりました。ここで地区担当より補足説明を求めます。1 番と 2 番を私から説明いたします。
議長 (高橋職務代理)	事務局から説明のあったとおりなんですけども、1 番については○○の願出人になっていますが、元々は今は亡くなりましたけど、○○さんという方の農地になっていたんですが、私も把握しておりませんでした。 この建っている家は 4、50 年経っていると思うんですけども、昔の状況は分かりませんけども、そういう状況でしたので、畑から宅地ということになっています。 雑種地の所は綺麗になっていますが、昔は庭木が生えていたと思うんですけども、現況は雑種地となっています。 また 2 番についても、○○さんの土地なんですけども、現状に合わせて変更したいということで、今後の売買にも関わるため、このようになっておりますので、よろしくお願いいたします。
議長 (高橋職務代理)	続いて 3 番を藤本委員お願いいたします。
藤本委員	○○さんというのはですね、説明資料の図面を見てもらえれば分かると思うんですけども、○○の○○さんの家を過ぎた所に、写真のとおり木が茂っている状態になっているんですけども、ここから転出して 50 年位は経つと思うんですけども、その後、○○に人で誰か一部借りていたんですけども、火山灰でざぶざぶの畑なんですけども、ろくなものが採れないという状態で、何年か作って、3、40 年はこの状態で荒らしてあったと思います。 ということで、○○さんの○○さんが去年亡くなったんですよね、その親がここに住んでいて、ここを引きはらって○○に行ったわけなんですけども、○○さんも亡くなり、○○さんが残っているという形で、この状態では農地ではないので、地目変更ということでよろしくお願いいたします。
議長 (高橋職務代理)	ありがとうございます。これより、議案第 1 号に対する質疑を許します。何か、ございませんか。
	【「ありません」と声あり】
議長 (高橋職務代理)	質疑なしと認めます。 それでは、議案第 1 号について起立により採決いたします。本件について、

	原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
	【起立全員】
議長 (高橋職務代理)	起立全員であります。 したがって、議案第 1 号「現況証明」については、原案のとおり可決されました。
議長 (高橋職務代理)	日程第 6 議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」を議題とします。事務局より、説明をお願いいたします。
事務局(奥井主事)	議案書 2 ページでございます。 議案第 2 号 農地法第 3 条の許可処分規程による許可申請について。 次のとおり農地法第 3 条の許可申請があったので可否について審議を求める。 令和 7 年 12 月 1 日提出、厚真町農業委員会会長。 1 番、土地の表示、所在 ○○ 現況地目 畑。地積○○㎡。 譲渡人 ○○。 譲受人、○○。 契約内容につきましては、売買 単価 ○○円 総額 ○○円でございます。 説明資料 13 ページをお開き下さい 13 ページに申請地の位置図。続いて 14 ページに地番図、15 ページに写真図でございます。 16 ページに農地法 3 条調査書でございます。 表の 1 番上でございます。 第 2 項第 1 号 全部効率要件でございます。 ○○さんは、○○の代表であり、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できると見込まれます 表の一番下、第 2 項第 6 号 地域調和要件ですが、申請地に付随する住宅も○○さんが取得することもあり、地域に影響は生じないものと見込まれます。 また、地域内でも○○さんで問題ないことも話し合いがされております。 以下他要件にもいずれも該当いたしません。 2 番、土地の表示、所在○○以下 2 筆 現況地目 畑。地積○筆合計○○㎡。 譲渡人 ○○。 譲受人、○○。 契約内容につきましては、売買 単価 ○○円 総額○○円でございます。 説明資料 17 ページをお開き下さい 17 ページに申請地の位置図。続いて 18 ページに地番図、19 ページに写真図でございます。 20 ページに農地法 3 条調査書でございます。 表の 1 番上でございます。 第 2 項第 1 号 全部効率要件でございます。 申請地は現在、譲受人が耕作している農地であり、効率的に利用できるものと見込まれます。 以下他要件にもいずれも該当いたしません。 また、こちらは農業振興地域外の農地であるため、3 条による売買となっています。 議案書に戻りまして

	3 番土地の表示、所在 ○○以下○筆 現況地目 ○筆全て畑。地積○筆合計○○㎡。 譲渡人 ○○。 譲受人、 ○○。 契約内容につきましては、贈与でございます。 説明資料 17 ページをお開きください。 17 ページに位置図、こちら下の申請地になります。 の申請地の位置図でございます。続いて 21 ページに地番図、22 ページに写真図でございます。 23 ページに農地法 3 条調査書でございます。 表の 1 番上でございます。 第 2 項第 1 号 全部効率要件でございます。 譲受人の家族が申請地に付随する住宅を取得していることや、機械等も十分にあることから、効率的に利用できるものと見込まれます。 表の一番下 第 2 項第 6 号 地域調和要件でございます。 申請地に付随する住宅を取得しており、譲受人が申請地を取得することにより、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。 以下他要件にもいずれも該当いたしません。 以上のことから、3 件につきましては許可相当と判断しております。 以上で説明を終わります。
議長 (高橋職務代理)	事務局の説明が終わりました。これより、議案第 2 号に対する質疑を許します。何か、ございませんか。
	【「ありません」の声あり】
議長 (高橋職務代理)	質疑なしと認めます。 それでは、議案第 2 号について起立により採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
	【起立全員】
議長 (高橋職務代理)	起立全員であります。 したがって、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」については、原案のとおり可決されました。
議長 (高橋職務代理)	日程第 7 議案第 3 号「賃貸借契約の合意解約通知の成立状況の確認」を議題とします。事務局より、説明をお願いいたします。
事務局(奥井主事)	本日配布しています、修正後の議案第 3 号をご覧ください。 議案第 3 号 賃貸借契約の合意解約通知の成立状況の確認について。 農地法第 18 条第 6 項の規定により、通知のあった合意解約について、同法第 18 条第 1 項の許可を受けることを要しないものであるかどうか、審議を求める。 令和 7 年 12 月 1 日提出、厚真町農業委員会会長。 農地法第 18 条第 1 項の許可でございますが、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約などの通知を行う場合は、都道府県知事の許可が必要となります。但し、知事の許可を必要としない要件に該当する場合は、この限りではないとなっております。その要件として、合意による解約が農地の引き渡し前の 6 カ月以内に成立した合意によって行われる場合は、知事の許可を必要とし

	ないとなってございます。 本文に戻ります。 1 番、賃借人 ○○ 、賃貸人 ○○ 所在、○○以下○筆記載のとおりでございます。 面積 ○筆合計○○㎡。 合意解約成立年月日、令和 7 年 10 月 29 日。 土地の引渡し時期、令和 7 年 11 月 7 日でございます。 2 番、賃借人 ○○ 、賃貸人 ○○ 所在、○○以下○筆記載のとおりでございます。 面積 ○筆合計○○㎡。 合意解約成立年月日、令和 7 年 11 月 18 日。 土地の引渡し時期、令和 7 年 12 月 1 日でございます。 3 番、賃借人 ○○ 、賃貸人 ○○ 所在、○○以下○筆記載のとおりでございます。 面積 ○筆合計○○㎡。 合意解約成立年月日、令和 7 年 11 月 24 日。 土地の引渡し時期、令和 7 年 12 月 1 日でございます。 以上で説明を終わります。
議長 (高橋職務代理)	事務局の説明が終わりました。これより、議案第 3 号に対する質疑を許します。何か、ございませんか。
	【「ありません」の声あり】
議長 (高橋職務代理)	質疑なしと認めます。 それでは、議案第 3 号について起立により採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
	【起立全員】
議長 (高橋職務代理)	起立全員であります。 したがって、議案第 3 号「賃貸借契約の合意解約通知の成立状況の確認」については、原案のとおり可決されました。
	日程第 8 議案第 4 号 「農用地利用集積等促進計画案」の所有権移転関係を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
事務局(奥井主事)	議案書 4 ページでございます。 議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画案について。 厚真町からの事務委任をうけ、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 2 項の規定により作成した、下記の農用地利用集積等促進計画の案について審議を求める。 また、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを公益財団法人北海道農業公社へ要請することについて決定を求める。 令和 7 年 12 月 1 日提出、厚真町農業委員会会長。 議案書 5 ページでございます。 1 番 所有権の移転を受けるもの、○○ 所有権を移転するもの ○○中間管理者 札幌市 北海道農業公社 所在 ○○以下○筆 地目畑 面積○筆合計 ○○㎡ 所有権の移転時期 12 月 19 日。

	対価 10a あたり 〇〇円 総額〇〇円 手数料及び消費税として、始めに上段受け手の〇〇さんですが、1%の手数料として、〇〇円 手数料に係る消費税として、〇〇円、総額 〇〇円が公社へ振込金額になります。 続いて下段、出しの〇〇さんですが、 2%の手数料として〇〇円 消費税〇〇円 こちらを差し引いた、〇〇円が〇〇さんへ振込まれる金額になります。 対価の支払方法は指定口座振込。支払期限につきましては、受け手は2月5日まで、公社は2月20日が期限となっています。ただし、あくまでも、契約書に記載の日付でございまして、現在は12月26日を支払予定日としており、この通りにいけば、早く振込まれる場合もあるということでございます。 以上で説明を終わります。
議長 (高橋職務代理)	事務局の説明が終わりました。 この件につきましては、先ほど報告第1号で承認をいただいておりますので、地区担当委員の意見は省略いたします。
議長 (高橋職務代理)	事務局の説明が終わりました。これより、議案第4号所有権移転関係に対する質疑を許します。何か、ございませんか。
	【「ありません」の声あり】
議長 (高橋職務代理)	質疑なしと認めます。 それでは、議案第4号所有権移転関係について起立により採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
	【起立全員】
議長 (高橋職務代理)	起立全員であります。 したがって、議案第4号「農用地利用集積等促進計画案」については、原案のとおり可決されました。
議長 (高橋職務代理)	続いて、賃貸借関係を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
事務局(奥井主事)	議案書6ページでございます。 賃貸借関係1番 受け人 〇〇 渡し人 〇〇 設定する土地 〇〇以下〇筆 現況 畑 面積〇筆合計〇〇㎡ 存続期間 R8.1.1～R17.12.31 借賃 〇〇円 単価〇〇円 新規賃貸借の案件でございます。 続いて2番 受け人 〇〇 渡し人 〇〇 設定する土地 〇〇 現況 田 面積 〇〇 存続期間 公告日～R10.3.31 借賃 〇〇円 単価〇〇円 新規賃貸借の案件でございます。 続いて3番 受け人 〇〇 渡し人〇〇 設定する土地 〇〇以下〇筆 現況 〇筆田 面積 〇筆合計〇〇㎡ 存続期間 R8.1.1～R12.3.31 借賃 〇〇円 単価〇〇円 新規賃貸借の案件でございます。
議長 (高橋職務代理)	事務局の説明が終わりました。 ここで地区担当より補足説明を求めます。賃貸借関係1番を中島広幸委員お願いいたします。
中島広幸委員	1番の賃貸借ですけれども、何年か前までは、〇〇でやっていたんですけども、

	ここは〇〇の〇〇さんの奥地にある土地で離れているということで、1.2年耕作していませんでした。 ということで誰か作ってくれないかということで、〇〇さんが新規で借りることになりましたのでお願いいたします。
議長 (高橋職務代理)	ありがとうございます。続いて2番を澤田委員お願いいたします。
澤田委員	受け手側の〇〇さんですが、圃場がうちの川を挟んで目の前にあるので、普段から色んな話しをしています。〇〇さんの地続きの所にこの〇〇さんの土地がありまして、これまで〇〇さんが管理していたんですが、十分な管理が出来ていなくて、今年の猛暑の影響でかなり害虫が発生して、作物にも悪影響を与えたという事例が報告されております。 〇〇さんという方は〇〇にあった〇〇さんの〇〇さんで、同級生です。それで、電話で色々話しをしたんですが、賃貸料を契約の期日までに払ってくれなくて困るということで、〇〇ご主人は電話でしかお話ししたことがないんですが、誠実な印象をうけました。 〇〇が電話をするとすぐに払ってくれるそうです。 現状を見たところ、10月末くらいでしたが、交付金の締め切りまで1週間しかないこともあり、慌てて刈り倒してしまったんですね。 ただ、〇〇がいうには馬の寝草にするんだという話しでしたが、それ以上は言わなかったんですが、補助金の対象になるのか疑問をいただきました。 しかしながら、〇〇さんになんとかお願いして、最低限の圃場整理をしてもらって今回の契約に至っております。
議長 (高橋職務代理)	ありがとうございます。続いて3番を岡嶋委員お願いいたします。
岡嶋委員	3番の案件について説明いたします。 渡し手の〇〇さんについて、畜産を経営していますが、高齢のため、段階的に規模を縮小し、来年度を目途に営農を終了する予定です。 今回は採草地について、〇〇さんの方から地域の土地利用団体である〇〇の方に申出があり、利用調整の話し合いの元、〇〇が耕作することになりました。 圃場の方は基盤整備の入った本流田で標記の単価になっています。 なお、備考欄で先ほども説明があったんですが〇〇を中心に耕作者、地主さんと農事組合内で話し合いが行われ、土地改良区の賦課金について、地域内の水田に関しては本流、支流ともに双方半分ずつ負担するとなりました。両者表示されているのはそのためです。 よろしくお願いいたします。
議長 (高橋職務代理)	ありがとうございます。これより、議案第4号賃貸借関係に対する質疑を許します。何か、ございませんか。
早坂委員	改良区の賦課金というのを半々というのを聞いたことがなくて確認はとっているんですかね。
岡嶋委員	支払いは耕作者が全て行っています。
議長 (高橋職務代理)	他になにかありませんか。
	【「ありません」の声あり】
議長 (高橋職務代理)	これで質問を終わります。 それでは、議案第4号賃貸借関係について起立により採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
	【起立全員】
議長	起立全員であります。

(高橋職務代理)	したがって、議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画案賃貸借関係」については、原案のとおり可決されました。
議長 (高橋職務代理)	日程第 9 「農地移動適正化あっせん委員の指名」 を議題といたします。 事務局より、説明をお願いします。
	本日配布しています、農地移動適正化あっせん委員の指名をご覧ください 1 件目 住所 ○○申出日 令和 7 年 11 月 14 日 申出地 所在 ○○以下○筆 地目 畑 地積 ○筆合計 ○○㎡ こちら、先程議案書にあった、解約時の面積が違うのは、分筆等によるものです。 2 枚目に位置図、3 枚目に地番図、4 枚目に写真図です。 続いて 2 件目 住所 ○○申出日 令和 7 年 11 月 21 日 申出地 所在 ○○ 地目 田 地積 ○○㎡ 2 枚目に位置図、3 枚目に地番図、4 枚目に写真図です。 以上で説明を終わります。
議長 (高橋職務代理)	事務局の説明が終わりました。 お諮りいたします。あっせん委員を議長より指名することについて、ご異議 ございませんか
	【「ありません」の声あり】
議長 (高橋職務代理)	異議なしと認めます。 それでは、あっせん委員を指名いたします。 ○○さんの申し出地につきましては、高橋職務代理、米澤委員、早坂委員を 指名いたします。 なお、指名された委員が都合により出席できない場合は、次の委員に安田委 員を指名いたします。 続いて○○さんの申し出地につきましては、中島広幸委員、澤田委員、上田 委員を指名いたします。 なお、指名された委員が都合により出席できない場合は、次の委員に藤本委 員を指名いたします。 指名された委員につきましては、よろしくお願いいたします。
議長 (高橋職務代理)	以上、本総会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。 これをもちまして、令和 7 年度第 8 回厚真町農業委員会総会を閉会いたしま す。 【午後 2 時 26 分 閉会】